

# 市町合併

第34回

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会では、多岐にわたるさまざまな協定項目について協議されています。

今回は、これまで合併協議会で協議・確認された項目のうち、合併に関する「住民意向調査」、議会の議員の定数及び任期の取り扱い、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い、補助金、交付金等の取り扱い、住民サービスにかかる「各種事務事業の取り扱い」について、その主な内容をお知らせします。

## 《議会の議員の定数及び任期の取り扱い》

- ① 1市3町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月31日までの間、引き続き新市の議会の議員として在任する。
  - ② 在任特例適用後、最初に行われる新市の議会の議員の選挙については、選挙区を設けず、新市の区域をもって選挙区とする。
  - ③ 在任特例適用後の議会の議員の定数については、34人とする。
- （注）合併特例法第7条第1項第1号（在任特例）  
合併関係市町村の協議により、合併関係市町村の議員は、合併後2年を超

えない範囲に限り、新市町村の議員として在任することができる。

## 《農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱い》

- ① 農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、1市3町の選挙で選任された農業委員であった者は、「合併特例法」第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日までの間は引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
- ② 在任特例適用後の農業委員会の委員定

数については、新市において調整する。  
（注）合併特例法第8条第1項第1号  
新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。

## 《補助金 交付金等の取り扱い》

補助金、交付金等については、それぞれの趣旨、目的の達成状況、効果を総合的に勘案し、各市町で進めてきた補助金等の見直しの視点を踏まえつつ、また、公共的必要性・有効性・公平性の観点をもとに、左記の基本的な考え方に基づいて調整する。

- 【基本的な考え方】
- ・1市3町にある同一・同種の団体に對する補助金等は、団体の協力を求めながら統合に努める。

## 「新市まちづくり計画」がまとまりました

合併した場合のまちづくりを総合的・効果的に推進することを目的とした、新市まちづくり計画が合併協議会で策定されました。

合併後は、この計画に基づき、各事業を推進していくこととなります。

計画のあらましなどを配布しています  
新市まちづくり計画のあらましと協定項目の概要版は、この「広報ひこね」といっしょに合併協議会から皆さんのご家庭にお配りしています。

なお、新市まちづくり計画の詳しい計画書と、合併協議会で確認されたすべての協定項目については、**市町合併推進室**（市役所4階）、支所、各出張所、各地区公民館で自由に閲覧できます。

市町合併に関する問い合わせ先 **市町合併推進室** ②1411番内線 414番、FAX ②1398番

## 回答は2月5日から15日まで 住民意向調査にご協力ください！

彦根市・豊郷町・甲良町・多賀町合併協議会において、2月5日(木)から15日(日)まで合併に関する「住民意向調査」が下記のとおり実施されます。

ぜひご回答ください。

調査対象 今年の1月1日現在、18歳以上の1市3町の住民(永住外国人を含む)

調査件数 約11万件

調査方法 郵送による配布、回収(個人あてに送付、無記名による回答)

調査項目

- ① 合併の基本的事項に関する評価
- ② 住民サービスの内容に関する評価
- ③ 住民負担の内容に関する評価
- ④ 「新市まちづくり計画」に関する評価
- ⑤ 1市3町の合併に関する事項

## 合併協議会で確認された各種事務事業

	現況				調整の 具体的内容
	彦根市	豊郷町	甲良町	多賀町	
<b>自治会(区)との連携</b>	自治会長は、自治会組織で選出され、自治会を代表する。  任期：1年 人数：298人(自治会長) 自治会長の業務 ◆各種地元要望、補助機関の会費・募金の取りまとめ◆行政との連絡調整ほか 自治会長報酬 なし 自治会への依頼 ・広報紙や行政機関からの文書、チラシの配布 文書配布手数料 基本額(月額) 100世帯以下 2,400円 101~200世帯 3,000円 201世帯以上 3,600円 世帯割額(月額) 1世帯当たり 105円	区長は、町関係機関の補助的任務を担当し、区を代表する。  任期：1年 人数：16人(区長) 区長の業務 ◆各種地元要望、補助機関の会費・募金の取りまとめ◆行政との連絡調整ほか 区長報酬(年間) 80,000円+ 550円×世帯数 区長への依頼 ・広報紙や行政機関からの文書、チラシの配布 区事務委託料(年間) 2,500円×組数 区助成金(年間) 均等割：8,000円 世帯割：80円×世帯数 納税部長割：10,000円 衛生班長割：10,000円	区長は、町事務連絡員として委嘱を受け、執行機関の補助的任務を担当し、区を代表する。  任期：1年 人数：13人(区長) 区長の業務 ◆各種地元要望、補助機関の会費・募金の取りまとめ◆行政との連絡調整ほか 区長報酬(年間) 100,000円+ 600円×世帯数 区長への依頼 ・広報紙や行政機関からの文書、チラシの配布 区事務委託料等 なし	区長は町執行機関の補助的任務を担当し、区を代表する。  任期：1年 人数：43人(区長) 区長の業務 ◆各種地元要望、補助機関の会費・募金の取りまとめ◆行政との連絡調整ほか 区長報酬(年間) 26,000円 +525.6円×世帯数 +142.68円×人口 区長への依頼 ・広報紙や行政機関からの文書、チラシの配布 区長事務委託料(年間) 825円×世帯数 税等通知書配布委託料(年間) 1,920円×世帯数	彦根市の制度を基本的に新市において調整する。
<b>集会所設置補助</b>	<b>集会所設置事業補助金</b> 建物：補助率4/10 限度額686万4千円 用地：補助率8/10 限度額800万円	<b>自治ハウス整備補助金</b> 建物：補助率2/3 限度額1,000万円	<b>自治ハウス整備補助金</b> 建物：補助率2/3 限度額1,000万円 用地：補助率2/3 限度額800万円	<b>自治ハウス整備補助金</b> 建物：補助率2/3 限度額1,000万円 用地：補助率2/3 限度額800万円	彦根市の制度を基本的に新市で制度化する。
<b>防犯灯設置事業</b>	<b>自治会が設置する防犯灯新設補助</b> (1基当たり) 共架式蛍光灯(1灯式)：8,000円以内 共架式蛍光灯(2灯式・水銀灯)：12,000円以内 ポール式：30,000円以内	<b>各字が管理する防犯灯設置補助</b> (1基当たり) ポール式：70,000円以内 電柱架用：30,000円以内 老朽器具取替え：5,000円以内	なし	<b>防犯灯設置補助</b> (1基当たり) 共架式蛍光灯(新設)：10,000円以内	彦根市の制度を基本的に限度額、補助率等を検討する。
<b>地域懇談会</b>	<b>市長と語ろう明日の彦根</b> 市内の団体からの申込みにより開催	<b>行政懇談会</b> (年2回) 各字で開催	<b>行政懇談会</b> (年2、3地区) 自治会の希望により開催	<b>行政懇談会</b> (出前講座) 自治会、各種団体、企業、学校等に出向いて開催	彦根市の開催方法を基本的に新市において調整する。
	<b>ふるさと彦根まちづくり会議</b> (自治会長会議) 開催：年1回 対象：298自治会の会長	<b>区長会</b> 開催：年2回 対象：16自治会の区長	<b>区長会</b> 開催：年2回 対象：13自治会の区長	<b>区長会</b> 開催：年2回 対象：43自治会の区長	
<b>相談事業</b>	<b>行政相談</b> (月1回) 相談員：行政相談員 <b>登記、表示登記相談</b> (月1回) 相談員：司法書士、土地家屋調査士 <b>法律相談</b> (月1~2回) 相談員：弁護士 <b>大阪大学法律相談</b> (年1回) 相談員：大阪大学法学部学生	<b>行政相談</b> (月1回) 相談員：行政相談員	<b>行政相談</b> (月2回) 相談員：行政相談員	<b>行政相談</b> (月2回) 相談員：行政相談員、民生委員等	彦根市の制度を基本とし、開催会場等を新市において調整する。